

発 案 書

県議第一号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例について

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように発案する。

令和七年三月十九日

提出者 岐阜県議会議員

平	松	猫	岩	玉	尾	伊	村	森	佐	野	水	中	判
岩	岡	田	井	田	藤	藤	下	正	藤	島	野	川	治
正	正	孝	豊	和	義	正	貴	弘	武	征	吉	裕	康
光	人		太	浩	昭	博	夫		彦	夫	近	子	信

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議長 水野正敏 様

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表企画経済委員会の項中「清流の国推進部」を「総合企画部」に、「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同厚生環境委員会の項中「環境生活

部及び」を「環境エネルギー生活部、」に改め、「健康福祉部」の下に「及び子ども・女性部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正）

2 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の表の次に次の一表を加える。

五の二 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務

事 務 の 内 容	手数料の名称	単 位	額（円）
一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この表において「法」という。）第十四条第一項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等の登録の申請に対する審査	古式銃砲等登録申請手数料	一件につき	六、三〇〇
二 法第十五条第二項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等に係る登録証の再交付	古式銃砲等登録証再交付手数料	一通につき	三、五〇〇
三 法第十八条の二第一項に規定する美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	刀剣類製作承認申請手数料	一件につき	八〇〇

（岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正）

3 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二二十四の二の表を削る。

提 案 説 明

県の組織の再編成に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、この条例を定めようとする。